平成２１年（フ）第１９０６号
広島市西区観音新町１丁目30番２―1108号
債務者　玖田みかな
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２０号
広島市安佐南区大町東４丁目５番23号
債務者　吉井　勝真
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２１号
広島市安佐南区大町東４丁目５番23号
債務者　吉井タヅ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５２号
広島市西区観音新町１丁目30番２―1108号
債務者　玖田　正彦
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９７号
広島県安芸郡熊野町出来庭９丁目19番12号
債務者　井口多津子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３５号
広島市中区宝町８番６号
債務者　濱岡　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１１号
広島市安芸区矢野南４丁目12番１号
債務者　中森　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２４号
広島市西区井口５丁目13番１―306号
債務者　濱本由香理（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３６号
広島市中区白島北町18番２―507号
債務者　加藤　文祥
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５３号
福岡県小郡市小郡2397番地８
債務者　野瀬　俊久
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１号
福岡県久留米市南２丁目13番３―203号
債務者　岡　　文子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３号
福岡県久留米市荒木町荒木558番地27　由喜コーポ101号
債務者　弓削　安彦
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８号
大分市中央町３丁目２番26号　マイフ若草705
債務者　藤井　友晶
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２４９号
北海道小樽市桜２丁目９番６号
債務者　中谷　昭彦
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２５０号
北海道小樽市桜２丁目９番６号
債務者　中谷　恭世
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３５３号
北海道苫小牧市高砂町１丁目６番14号
債務者　長浜理恵子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３５７号
北海道苫小牧市柏木町５丁目10番17号
債務者　鈴木　　馨
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３号
北海道苫小牧市澄川町５丁目９番６号
債務者　櫻井有理子（旧姓庭野）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

第明治三十三種郵便物認可